

令和 7 年 12 月 10 日

日本下水道事業団

## 「週休 2 日制適用工事」 Q & A

週休 2 日制適用工事については、本資料のほか、以下を参照してください。

### 実施要領

- ・ 完全週休 2 日（土日）適用工事実施要領（R8.1.19 以降に公告した工事が対象）
- ・ 完全週休 2 日交替制適用工事実施要領（R8.1.19 以降に公告した工事が対象）
- ・ 週休 2 日制適用工事実施要領（R6.9.1～R6.8.31 までに公告した工事が対象）
- ・ 週休 2 日交替制工事実施要領（R6.9.1～R6.8.31 までに公告した工事が対象）

### 入札説明書添付資料

- ・ 完全週休 2 日（土日）適用工事について（入札説明書添付資料）（R8.1.19 以降に公告した工事が対象）
- ・ 完全週休 2 日交替制適用工事について（入札説明書添付資料）（R8.1.19 以降に公告した工事が対象）
- ・ 週休 2 日制適用工事について（入札説明書添付資料）令和 3 年 10 月 1 日（R3.10.1～R6.8.31 までに公告した工事が対象）
- ・ 週休 2 日制適用工事について（入札説明書添付資料）令和 6 年 9 月 1 日（R6.9.1～R8.1.18 までに公告した工事が対象）
- ・ 週休 2 日交替制適用工事について（入札説明書添付資料）令和 6 年 9 月 1 日（R6.9.1～R8.1.18 までに公告した工事が対象）

### － 目次 －

#### （週休 2 日制の適用可否等について）

- Q01 週休 2 日制適用工事か非適用かは、どこで確認できますか？
- Q02 週休 2 日制適用工事はどのような制度ですか？
- Q03 （R8.1.19 公告～のケース）月単位の週休 2 日を当初契約条件として発注することはありますか？
- Q04 （R6.9.1～R8.1.18 公告までのケース）通期の週休 2 日（4 週 8 休）を当初契約条件として発注することはありますか？

### (一般)

- Q05 ①発注者指定方式（R6.9.1～R8.1.18公告までのケース）と②受注者希望方式（R8.1.19公告へのケース）の主な違いは何ですか？
- Q06 工事着手日の定義は何ですか？（実施要領：1.週休2日の定義 2）対象期間：  
対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。）
- Q07 工事契約後に「現場閉所（完全週休2日（土日））」から「交替制（週休2日交替制）」または「交替制（週休2日交替制）」から「現場閉所（完全週休2日（土日））」へ変更することはできますか？
- Q08 完全週休2日（土日）の適用にあたり、各種提出様式が、変更になりますか？

### (達成・未達成の判定等について)

- Q09 （R6.9.1～R8.1.18公告までのケース）月単位の週休2日において、工期の途中で月単位での4週8休を達成出来ず、通期の週休2日となった場合には、4週8休の達成の確認は工期全体で考えれば良いですか？
- Q10 （R8.1.19公告へのケース）完全週休2日（土日）において、工期の途中で完全週休2日（土日）を達成出来ず、月単位での4週8休も達成できない場合は、週休2日の履行確認は必要ですか？
- Q11 複数職種の合体工事について、一部の工種だけが週休2日を達成できない場合でも、工事全体が未達成となるか？
- Q12 複数の工事が連携する場合（耐震の土木・建築工事と、機械工事、電気工事の3工事など）について、先行する工事が遅延し、その影響で連携する別の工事が週休2日を達成できなくなる場合はどのような扱いとなりますか？

### (工期について)

- Q13 工期延伸した場合、延伸した期間も週休2日を達成することが必要ですか？

### (工事成績評定について)

- Q14 週休2日が達成できれば工事成績評定の加点評価の対象となりますか？

### (週休2日の閉所日数等の算定について)

- Q15 半日を休工する場合は、0.5日の閉所として計上できますか。
- Q16 現場閉所として認められるものとして、現場閉所に算定できる作業等（実施要領：1. 週休2日の定義 3）現場閉所）が示されていますが、他に事例があれば示してください
- Q17 月単位の週休2日の履行確認でその月の土日の合計数を休んでいるにも関わらず

28.5%を達成できない月は未達成として扱いますか？

Q18 夏季休暇（3日間）と土・日が重なった場合の対象期間の考え方はどうなりますか？

Q19 月単位の考え方について、例えば6月11日から工事着手した場合、6月30日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。または7月8日（工事着手日から28日間）までをひと月として週休2日の達成を確認するのですか？

Q20 祝日の取扱いを教えてください（祝日は現場閉所が必要な日にカウントされますか？

目次 以上

－本編－

(週休 2 日制の適用可否等について)

Q01 週休 2 日制適用工事か非適用かは、どこで確認できますか？

A01 当該工事の入札公告・入札説明書、特記仕様書をご確認下さい。

Q02 週休 2 日制適用工事はどのような制度ですか？

A02 上記（1枚目）で示す実施要領、入札説明書添付資料をご確認下さい。

Q03 (R8.1.19 公告へのケース) 月単位の週休 2 日を当初契約条件として発注することはありますか？

A03 ありません。当初は完全週休 2 日（土日）で発注します（R8.1.19 以降に公告する工事が対象）。なお、受注後に受注者と週休 2 日の適用可否について協議し、工事実施同意（不同意）届出書を提出して下さい。公告した時期により、週休 2 日制の制度が異なりますので、留意願います。

Q04 (R6.9.1～R8.1.18 公告までのケース) 通期の週休 2 日（4 週 8 休）を当初契約条件として発注することはありますか？

A04 ありません。当初は月単位の週休 2 日で発注します（R6.9.1～R8.1.18 公告までの工事が対象）。この期間の公告工事は、発注者指定方式のため、工事実施同意（不同意）届出書の提出は不要です。

(一般)

Q05 ①発注者指定方式（R6.9.1～R8.1.18 公告までのケース）と②受注者希望方式

（R8.1.19 公告へのケース）の主な違いは何ですか？

A05 以下の通りです。

○様式-03 完全週休 2 日（土日）工事実施同意（不同意）届出書について：（①不要、②契約後 30 日以内に提出）

○積算方法（当初予定価格に、完全週休 2 日（土日）達成の場合の補正を考慮する）：（①、②とも同じ）

○受注者と JS が完全週休 2 日（土日）を達成できるかについて、対象外期間の有無や設定の協議（契約後及び現場着手前等）：（①、②とも必要）

Q06 工事着手日の定義は何ですか？（実施要領：1.週休2日の定義 2）対象期間：  
対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。）

A06 工事着手日は一般仕様書の用語の定義にある「工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。」のことを指します。

なお、工事完成通知書等に記載のある記載のある「着手年月日」とは定義が異なりますので留意願います。

Q07 工事契約後に「現場閉所（完全週休2日（土日））」から「交替制（週休2日交替制）」または「交替制（週休2日交替制）」から「現場閉所（完全週休2日（土日））」へ変更することはできますか？

A07 変更することはできません。

Q08 完全週休2日（土日）の適用にあたり、各種提出様式が、変更になりますか？

A08 完全週休2日（土日）を適用する場合は、新様式（「工事実施同意（不同意）届出書」「現場閉所報告書」「工事予定・履行報告書（新様式）」など）を使用いただきようお願い致します。なお、JS-INSPiREで、「現場閉所報告書」がアプリの入力フォームから入力・作成が可能となっていますが、完全週休2日（土日）を適用した場合は、入力フォームを使用せず、作成した様式をJS-INSPiREにアップロード（登録・保存）いただけようにお願い致します。

#### （達成・未達成の判定等について）

Q09（R6.9.1～R8.1.18公告までのケース）月単位の週休2日において、工期の途中で月単位での4週8休を達成出来ず、通期の週休2日となった場合には、4週8休の達成の確認は工期全体で考えれば良いですか？

A09 通期の週休2日の場合は、対象期間内で4週8休を達成していることを確認していただければ結構です。なお、適用している週休2日を達成できない場合は速やかに監督職員と協議いただけようお願い致します。

Q10（R8.1.19公告～のケース）完全週休2日（土日）において、工期の途中で完全週休2日（土日）を達成出来ず、月単位での4週8休も達成できない場合は、週休2日の履行確認は必要ですか？

A10 完全週休2日（土日）を達成できない場合は、月単位の週休2日の履行確認をお願い致します。また、月単位の週休2日を達成できない場合、通期の週休2日（4週

8休) の履行確認をお願い致します。 (担い手確保への取り組みとして、通期の週休2日 (4週8休) においても履行確認をお願い致します。)

Q11 複数職種の合体工事について、一部の工種だけが週休2日を達成できない場合でも、工事全体が未達成となるか？

A11 週休2日の対象期間の中で、一部の工種の施工期間だけであったとしても未達成があれば、その工事は「未達成」となります。（例：対象期間が50週間あった場合、対象期間の中で1週でも、一部の工種の施工期間だけであったとしても受注者の責により未達成となる場合は「未達成」となります）

Q12 複数の工事が連携する場合（耐震の土木・建築工事と、機械工事、電気工事の3工事など）について、先行する工事が遅延し、その影響で連携する別の工事が週休2日を達成できなくなる場合はどのような扱いとなりますか？

A12 例として機械工事が遅延し、電気工事の工期終盤の1か月が週休2日を達成できず、現場閉所日数が確保できない場合（受注者の責がない場合）は、受注者と発注者が協議し、週休2日を達成できない期間（この場合は工期終盤の1か月）とその理由を明確にしたうえで、当該期間を週休2日の対象期間から除外することを検討致します。

#### （工期について）

Q13 工期延伸した場合、延伸した期間も週休2日を達成することが必要ですか？

A13 週休2日は、延伸した工事期間範囲も含め、1つの工事単位で実施してください。

#### （工事成績評定について）

Q14 週休2日が達成できれば工事成績評定の加点評価の対象となりますか？

A14 (R6.9.1～R8.1.18公告までのケース) 加点評価の対象は、以下の状況が達成できた場合に限ります。この加点評価の考え方は、月単位の週休2日および週休2日交替制を適用した工事に適用されることにご注意ください。

##### ○週休2日（現場閉所）

対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成できた場合

##### ○週休2日交替制

対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成できた場合

A14 (R8.1.19公告～のケース) 週休2日（完全週休2日（土日）、月単位の週休2日、通期の週休2日（4週8休）、交替制の達成・未達成にかかわらず工事成績評定の加減は行いません。

**(週休2日の閉所日数等の算定について)**

Q15 半日を休工する場合は、0.5日の閉所として計上できますか？

A15 原則1日単位で実施の可否を確認するため、0.5日の閉所を認めることはできません。

Q16 現場閉所として認められるものとして、現場閉所に算定できる作業等（実施要領：1. 週休2日の定義 3) 現場閉所）が示されていますが、他に事例があれば示してください

A16 以下事例等を想定しております

- 1) 水替え・仮排水状況の確認
- 2) コンクリート打設後の養生（散水や保温状況の確認のみの場合）
- 3) 緊急対応（仮設等の原型復旧等）のため、軽微な作業を行うもの
- 4) 休工時でも必要な場合の交通誘導

Q17 月単位の週休2日の履行確認でその月の土日の合計数を休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成として扱いますか？

A17 この場合は達成になります。月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなします。

Q18 夏季休暇（3日間）と土・日が重なった場合の対象期間の考え方はどうなりますか？

A18 夏季休暇は週休2日の対象期間から除くこととされている為（実施要領：1. 週休2日の定義 2) 対象期間）、その期間に含まれる土・日も非対象期間の扱いとなります。

日	月	火	水	木	金	土	備 考
閉所				夏季 休暇	夏季 休暇	夏季 休暇	夏季休暇は対象外とする。

(留意事項) 夏季休暇を取得した月が、夏季休暇を土曜日または日曜日に取得した関係で暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない場合は、夏季休暇とした土日を除いた土曜日・日曜日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなす。

Q19 月単位の考え方について、例えば6月11日から工事着手した場合、6月30日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。または7月8日（工事着手日から28日間）までをひと月として週休2日の達成を確認するのですか？

A19 上記の場合、6月11日から工事着手した場合、6月30日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上現場閉所としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工事完成の場合も同様です。

(次項に6, 7, 8月の事例を示します)

## A19（続き1/2）

<工事着手：6月11日 工事完了日：8月9日の場合の例>

(6ヶ月の現場閉所率の考え方)

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1 閉所
2 閉所	3	4	5	6	7	8 閉所
9 閉所	10	11 工事 着手日	12	13	14	15 閉所
16 閉所	17	18	19	20	21	22 閉所
23 閉所	24	25	26	27	28	29 閉所
30 閉所						

対象期間：6月11日～6月30日 対象日数：20日 現場閉所実施日数：6日 現場閉所率：30%

(留意事項) 6月11日から工事着手した場合、6月30日までをひと月として週休2日の達成を確認する。達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなす。

(7ヶ月の現場閉所率の考え方)

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 閉所
7 閉所	8	9	10	11	12	13 閉所
14 閉所	15	16	17	18	19	20 閉所
21 閉所	22	23	24	25	26	27 閉所
28 閉所	29	30	31			

対象期間：7月1日～7月31日 対象日数：31日 現場閉所実施日数：8日 現場閉所率：25.8%

(留意事項) 曆上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休を達成しているものとみなす。その為、この7ヶ月期においては、曆上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない為、現場閉所率は25.8%ではあるが、曆上の土曜日・日曜日の合計日数（8日）以上の閉所を行っているので、4週8休を達成しているものとみなす。

## A19 (続き2/2)

(8月期の現場閉所率の考え方)

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 閉所
4 閉所	5	6	7	8	9 工事 完了日	10 閉所
11 閉所	12	13	14	15	16	17 閉所
18 閉所	19	20	21	22	23	24 閉所
25 閉所	26	27	28	29	30	31 閉所

対象期間：8月1日～8月9日 対象日数：9日 現場閉所実施日数：2日 現場閉所率：22.2%

(留意事項) 工事完了日が8月9日である場合、8月1日から8月9日までをひと月として週休2日の達成を確認する。達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなす。その為、この8月期においては、期間内の土日の合計数（2日）以上の閉所を行っているので、4週8休を達成しているものとみなす。

Q20 祝日の取扱いを教えてください（祝日は現場閉所が必要な日にカウントされますか？）

A20 祝日が平日の場合は平日とみなし、土日の場合は土日とみなしてください。

以上